Ⅳ

「未適用の会計基準等」の開示にも留意 改正税効果会計の早期適用ポイント

PwCあらた有限責任監査法人
公認会計士 市原 順二

はじめに

平成30年2月16日に企業会計基準委員会より企業会計基準28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等（以下、「新会計基準等」という）が公表され、平成30年4月1日以後開始する連結会計年度または事業年度から適用されている。新会計基準等のうち一部の項目については、平成30年3月31日以後終了する連結会計年度または事業年度からの早期適用も認められている。たとえば、12月決算会社においても、平成30年12月期における連結財務諸表および個別財務諸表から適用することができる。

本稿では、新会計基準等の概要を解説するとともに、平成30年12月期に12月決算会社が早期適用により対応可能な取扱いについて重点的に紹介する。なお、本稿の見解に関する部分は著者の私見であり、PwCあらた有限責任監査法人の見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

前記のほか、本稿における会計基準等の表記は次のとおりとする。

「税効果会計基準」…企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準」
「税効果会計基準注解」…企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準注解」
「税効果会計基準一部改正」…企業会計基準28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」
「税効果適用指針」…企業会計基準適用指針28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」
「回収可能性適用指針」…企業会計基準適用指針26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」
「旧連結税効果実務指針」…日本公認会計士協会会計制度委員会報告6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（廃止）

早期適用が可能な項目

(1) 概要

新会計基準等は、主として税効果会計に関する一連の会計基準の体系を整理しつつ、一部の会計基準間の不整合や実務上の問題への対応を図り、かつ開示の拡充を図ったものである。これら会計処理に影響を与える改正項目については、企業間の比較可能性の確保の観点から早期適用を認めないこととしており、新会計基準等では、直接的に会計処理に影響のない、財務諸表における表示および注記事項の改正についてのみ早期適用が認められている。

具体的には、新会計基準等は原則として平成30年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用するとしつつも、これらの項目については平成30年3月31日以後に終了する連結会計年度および事業年度の年度末からの適用が認められている。したがって12月決算会社においては、これらの項目について平成30年12月期において早期適用を選択することができるが、その場合には「表示方法の変更」として取り扱うこととなる。なお、その際、後記(3)の各項目で示す注記情報の拡充については、比較情報に記載しないことが認められている（税効果会計基準一部改正7項）。

(2) 繰延税金資産・負債の貸借対照表における区分の見直し

従来、繰延税金資産および繰延税金負債の貸借対照表上の表示については、その一時差異の対象となる資産および負債の属性に応じて流動項目と固定項目に分類して表示していた。今回の改正によりその対象となる資産および負債の属性にかかわらず固定項目、すなわち固定資産（投